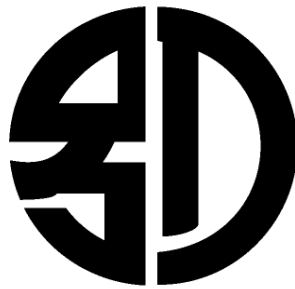


令和5年度版

# 市 税 概 要

別 府 市



市 章 (大正13年4月1日制定)

市 民 憲 章 (昭和43年1月1日制定)

美しい町をつくりましょう

温泉を大切にしましょう

お客様をあたたかく迎えましょう

市 花 (昭和48年制定)

オオムラサキ(ツツジ科)

常緑低木。市内の街路や公園に多く植栽され、4月下旬から5月中旬の開花時期には赤紫色の大きな花を咲かせる。

市 木 (昭和57年制定)

キンモクセイ(モクセイ科)庭園緑化木

中国原産。秋には黄金色の小花を咲かせ芳香がある。別府の土壌に適しており、庭園などの緑化用として選定された。

クスノキ(クスノキ科)公共緑化木

樹形雄大で風格があり、樹齢も長く、別府を象徴する木としてふさわしい。公園などの緑化用として選定された。

# 目 次

## 1 別府市の概要

- (1) 位置と地勢 ..... 1
- (2) 人口・世帯数の推移 ..... 2

## 2 市の行政機構 ..... 3～4

## 3 財政概要

- (1) 令和5年度一般会計歳入歳出予算額（当初予算） ..... 5
- (2) 令和5年度一般会計決算額 ..... 6
- (3) 自主財源と依存財源の調（令和4年度 一般会計決算額） ..... 7
- (4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較 ..... 8
- (5) 年度別基準財政収入額調 ..... 9

## 4 税務機構等

- (1) 税務職員に関する調 ..... 10
- (2) 税務機構及び事務分掌 ..... 11～12
- (3) 令和5年度市税一覧表 ..... 13～14
- (4) 市税税率の変遷 ..... 15～23

## 5 市税の総括

- (1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合 ..... 24
- (2) 令和5年度市税当初予算額 ..... 25
- (3) 令和4年度市税決算額 ..... 26
- (4) 市税調定額及び収入額の状況（内訳） ..... 27～31
- (5) 市民の市税負担状況 ..... 32

## 6 市民税

- (1) 個人市民税 ..... 33～34
- (2) 法人市民税 ..... 35

<b>7 市税の徴収経費</b> .....	36
<b>8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税</b>	
(1) 納税義務者数 .....	37
(2) 土 地 .....	37～38
(3) 家 屋 .....	39
(4) 償却資産 .....	40
(5) 都市計画税 .....	40
(6) 固定資産の概要 .....	41～43
(7) 国有資産等所在市町村交付金 .....	44
<b>9 軽自動車税</b> .....	45
<b>10 市たばこ税</b> .....	46
<b>11 入湯税</b> .....	47

## 1 別府市の概況

### (1) 位置と地勢

別府市は、九州の北東部、瀬戸内海に接する大分県の東海岸のほぼ中央に位置し、南は野生のニホンザルで有名な高崎山をへだてて県都大分市と隣接、北は県北・国東テクノポリス地域としてハイテク関連企業が進出する国東半島の市や町と接し、西は阿蘇国立公園に属する由布岳、鶴見岳の連山を中心に南北に半円形に連なる鐘状火山(トロイデ)に囲まれその裾野がなだらかに波静かな別府湾に続く扇状地である。

市内には、古くから「別府八湯」と呼ばれる温泉群が点在し、2千8百を数える源泉から湧出する温泉は、毎分10万3千リットルにも及び、医療、浴用等々、市民生活はもとより観光、産業面にも幅広く利用されている。

市役所所在地	面積 (km <sup>2</sup> )	位置		広ぼう	
		東 経	北 緯	東西	南北
別府市上野口町 1番15号	125.34	131° 29' 28"	33° 17' 05"	13km	14km

大分県下の状況(令和5年1月1日現在)

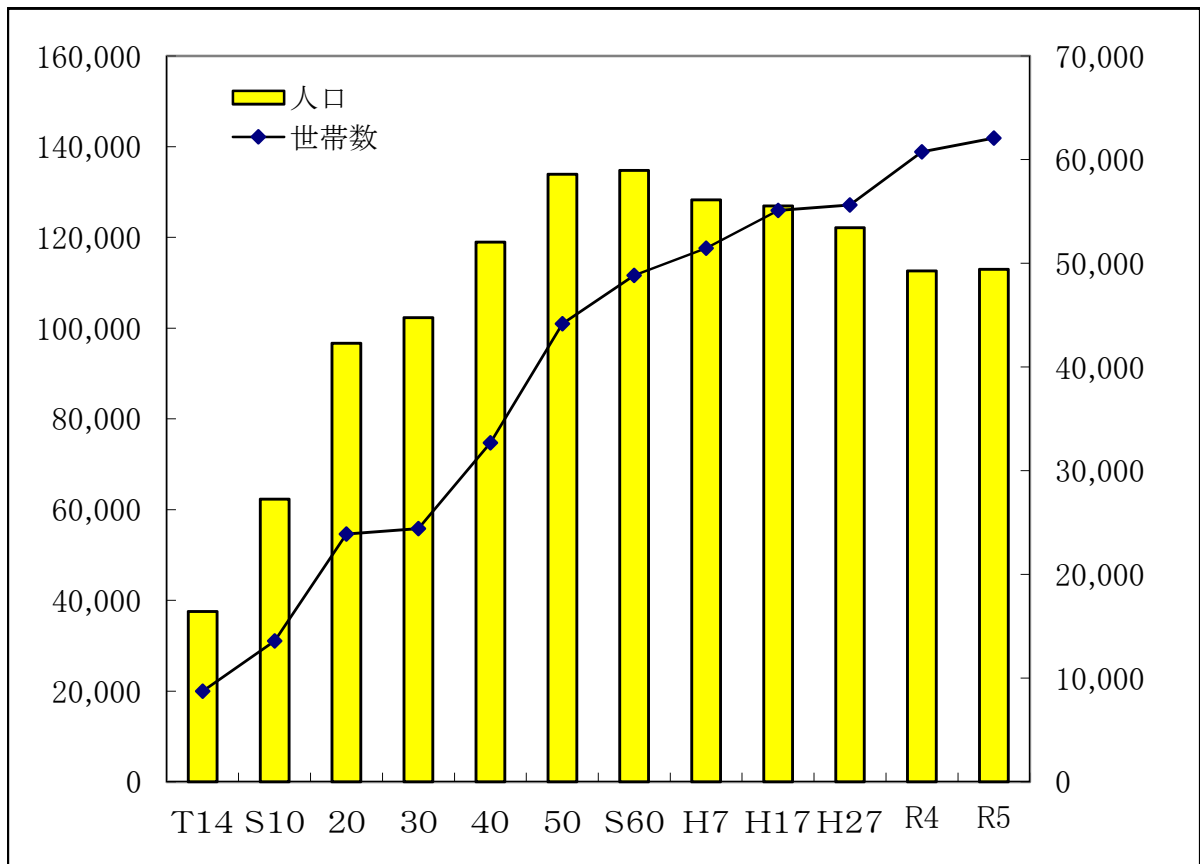
市町村数	14市3町1村
総面積	6,340.70km <sup>2</sup>
市部	5,702.48km <sup>2</sup>
郡部	638.22km <sup>2</sup>

(2) 人口・世帯数の推移

年	人口	世帯数	年	人口	世帯数
T14	37,529	8,748	S60	134,775	48,844
S10	62,346	13,596	H7	128,255	51,453
20	96,685	23,903	H17	126,959	55,108
30	102,330	24,417	H27	122,138	55,624
40	118,938	32,709	R4	112,655	60,767
50	133,894	44,171	R5	112,991	62,081

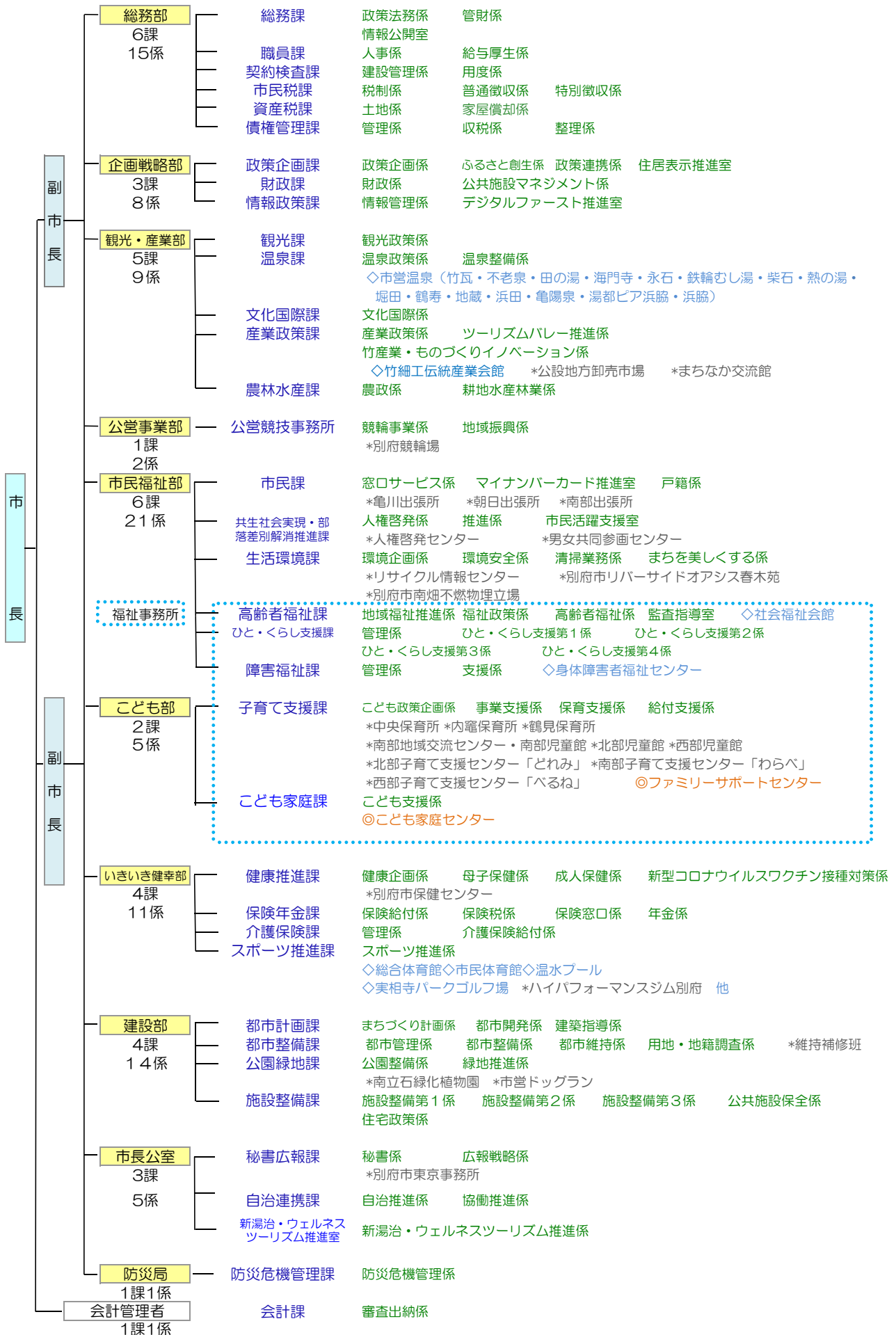
\*平成27年以前の人口・世帯数は、国勢調査による。

\*令和4年以降の人口・世帯数は、3月31日現在の住民基本台帳登録による。



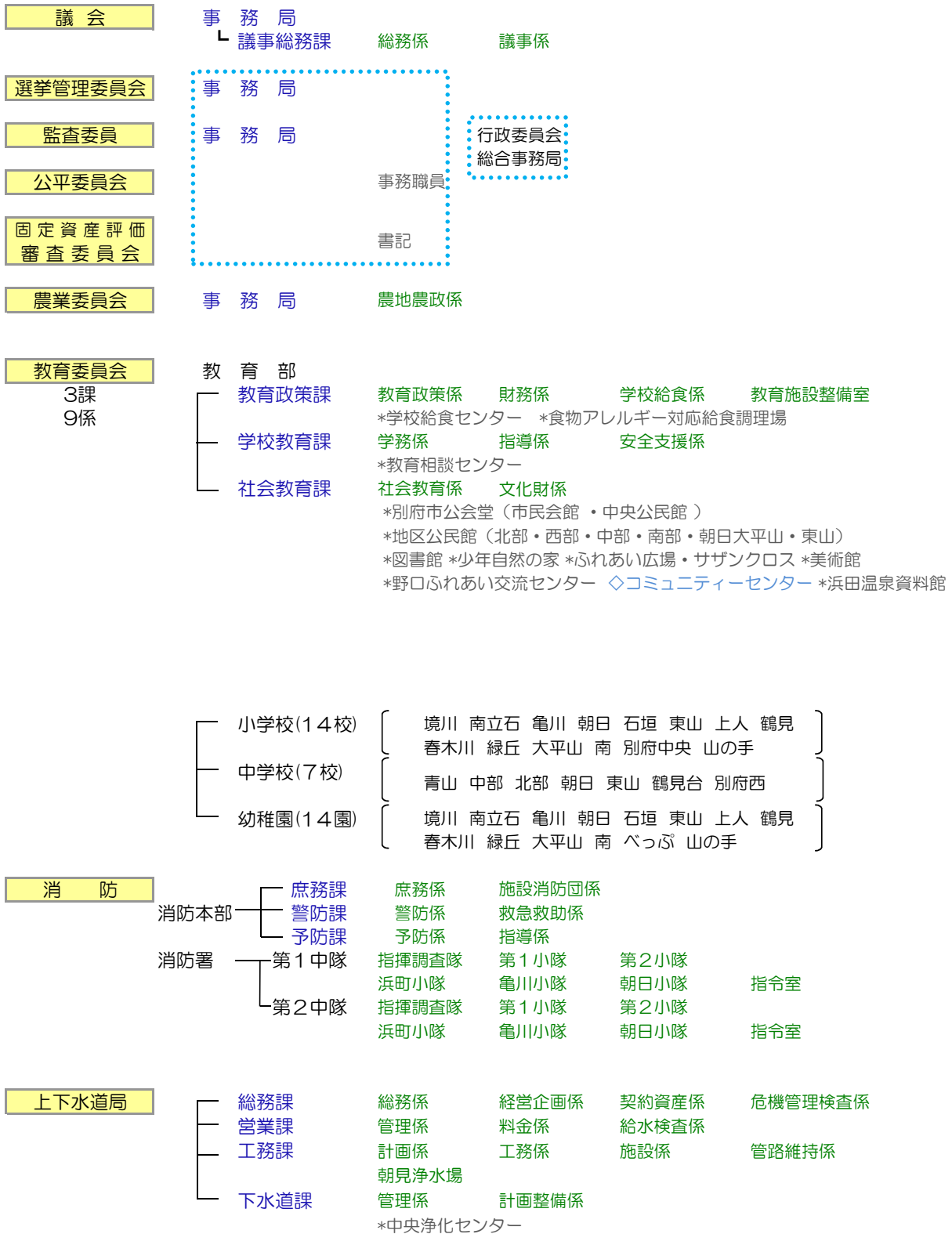
別府市行政組織図〔市長事務部局〕

令和5年5月15日



# 別府市行政組織図〔市長事務部局以外〕

令和5年9月1日





### 3 財政概要

#### (1) 令和5年度 一般会計歳入歳出予算額（当初予算）

(単位:千円, %)

歳 入		
科 目	予 算 額	構 成 比
市 税	14,769,571	25.1
地方譲与税	398,000	0.7
利子割交付金	5,000	0.0
配当割交付金	67,000	0.1
株式等譲渡所得割交付金	59,000	0.1
法人事業税交付金	196,000	0.3
地方消費税交付金	3,003,000	5.1
ゴルフ場利用税交付金	33,000	0.1
環境性能割交付金	21,000	0.0
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	16,641	0.0
地方特例交付金	100,000	0.2
地方交付税	10,761,000	18.3
交通安全対策特別交付金	21,000	0.0
分担金及び負担金	217,401	0.4
使用料及び手数料	968,044	1.6
国庫支出金	12,458,006	21.2
県支出金	4,666,617	7.9
財産収入	342,310	0.6
寄付金	1,017,307	1.7
繰入金	2,915,240	5.0
繰越金	200,000	0.3
諸収入	1,329,663	2.3
市 債	5,275,200	9.0
歳入合計	58,840,000	100.0

(単位:千円, %)

歳 出		
科 目	予 算 額	構 成 比
議会費	353,135	0.6
総務費	6,729,377	11.4
民生費	27,620,885	47.0
衛生費	3,599,555	6.1
労働費	54,208	0.1
農林水産業費	407,663	0.7
商工費	487,890	0.8
観光費	1,229,981	2.1
土木費	3,959,054	6.7
消防費	1,549,258	2.6
教育費	8,863,640	15.1
災害復旧費	800	0.0
公債費	3,884,552	6.6
諸支出金	2	0.0
予備費	100,000	0.2
歳出合計	58,840,000	100.0

## (2) 令和4年度 一般会計決算額

(単位:千円, %)

歳 入		
科 目	決 算 額	構 成 比
市 税	14,528,237	23.6
地方譲与税	279,219	0.5
利子割交付金	4,702	0.0
配当割交付金	43,312	0.1
株式等譲渡所得割交付金	36,051	0.1
法人事業税交付金	189,562	0.3
地方消費税交付金	2,887,398	4.7
ゴルフ場利用税交付金	30,067	0.0
環境性能割交付金	15,630	0.0
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	16,090	0.0
地方特例交付金	105,967	0.2
地方交付税	10,551,339	17.2
交通安全対策特別交付金	16,858	0.0
分担金及び負担金	211,126	0.3
使用料及び手数料	900,807	1.5
国庫支出金	16,733,053	27.2
県支出金	5,127,358	8.3
財産収入	342,745	0.6
寄附金	1,117,872	1.8
繰入金	2,291,926	3.7
繰越金	1,696,469	2.8
諸収入	1,524,580	2.5
市 債	2,816,925	4.6
自動車取得税交付金	4	0.0
歳入合計	61,467,297	100.0

(単位:千円, %)

歳 出		
科 目	決 算 額	構 成 比
議会費	312,571	0.5
総務費	6,983,536	11.6
民生費	29,612,975	49.1
衛生費	5,838,583	9.7
労働費	109,514	0.2
農林水産業費	454,833	0.7
商工費	1,245,120	2.1
観光費	1,235,734	2.0
土木費	4,449,131	7.4
消防費	1,527,574	2.5
教育費	4,591,778	7.6
災害復旧費	69,077	0.1
公債費	3,941,168	6.5
諸支出金	0	0.0
予備費	0	0.0
歳出合計	60,371,594	100.0

(3) 自主財源と依存財源の調 (令和4年度 一般会計決算額)

(単位:千円)

自主財源	
市 税	14,528,237
分担金及び負担金	211,126
使用料及び手数料	900,807
財産収入	342,745
寄附金	1,117,872
繰入金	2,291,926
繰越金	1,696,469
諸収入	1,524,580
計	22,613,762

依存財源	
地方譲与税	279,219
利子割交付金	4,702
配当割交付金	43,312
株式等譲渡所得割交付金	36,051
地方消費税交付金	2,887,398
ゴルフ場利用税交付金	30,067
環境性能割交付金	15,630
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	16,090
地方特例交付金	105,967
地方交付税	10,551,339
交通安全対策特別交付金	16,858
国庫支出金	16,733,053
県支出金	5,127,358
市 債	2,816,925
法人事業税交付金	189,562
自動車取得税交付金	4
計	38,853,535

歳入合計 61,467,297

自主財源比率 36.8%

依存財源比率 63.2%

## (4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較

(単位:千円)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
基準財政需要額(A)	20,592,278	21,478,802	21,555,643	22,957,139	23,467,232
対前年度比(%)	101.8	104.3	100.4	106.5	102.2
基準財政収入額(B)	11,872,620	12,638,822	12,094,722	12,729,095	13,326,187
対前年度比(%)	101.0	106.5	95.7	105.3	104.7
交付基準額(A)－(B)	8,719,658	8,839,980	9,460,921	10,228,044	10,141,045
対前年度比(%)	103.0	101.4	107.0	108.1	99.2
指数(B)／(A)×100	57.7	58.8	56.1	55.5	56.8
対前年度比(%)	99.2	102.1	95.4	98.8	102.4

## (5) 年度別 基準財政収入額調

(単位:千円)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
市 民 税	4,318,769	4,260,852	3,983,045	4,212,157	4,272,766
対前年度比(%)	100.0	98.7	93.5	105.8	101.4
固定資産税	4,348,738	4,573,369	4,476,212	4,693,029	4,884,553
対前年度比(%)	103.8	105.2	97.9	104.8	104.1
軽自動車税	221,962	227,848	230,894	239,659	246,058
対前年度比(%)	102.5	102.7	101.3	103.8	102.7
軽自動車税環境性能割	1,982	5,978	4,508	10,835	11,257
対前年度比(%)	皆増	301.6	75.4	240.4	103.9
市たばこ税	640,528	631,806	595,981	608,068	648,378
対前年度比(%)	99.4	98.6	94.3	102.0	106.6
利子割交付金	18,096	14,418	12,259	11,579	5,511
対前年度比(%)	117.8	79.7	85.0	94.5	47.6
配当割交付金	29,236	26,438	23,989	29,834	40,573
対前年度比(%)	111.0	90.4	90.7	124.4	136.0
株式等譲渡所得割交付金	28,742	14,696	26,657	39,488	29,688
対前年度比(%)	95.2	51.1	181.4	148.1	75.2
法人事業税交付金	—	51,506	82,048	146,353	160,581
対前年度比(%)	—	皆増	159.3	178.4	109.7
地方消費税交付金	1,849,060	2,412,046	2,362,347	2,382,457	2,640,311
対前年度比(%)	97.0	130.5	97.9	100.9	110.8
ゴルフ場利用税交付金	21,101	20,852	21,139	20,909	21,408
対前年度比(%)	95.2	98.8	101.4	98.9	102.4
自動車取得税交付金	19,921	—	—	—	—
対前年度比(%)	54.1	皆減	—	—	—
環境性能割交付金	5,687	13,187	13,400	15,761	8,396
対前年度比(%)	皆増	231.9	101.6	117.6	53.3
地方揮発油譲与税	72,472	69,893	67,173	67,207	64,249
対前年度比(%)	98.3	96.4	96.1	100.1	95.6
自動車重量譲与税	185,846	191,191	188,890	190,790	191,715
対前年度比(%)	99.5	102.9	98.8	101.0	100.5
森林環境譲与税	6,689	14,214	14,033	17,846	16,877
対前年度比(%)	皆増	212.5	98.7	127.2	94.6
市町村交付金及び市町村納付金	14,077	14,014	14,270	13,940	17,574
対前年度比(%)	100.7	99.6	101.8	97.7	126.1
交通安全対策特別交付金	23,799	21,572	20,520	20,493	18,999
対前年度比(%)	92.4	90.6	95.1	99.9	92.7
東日本大震災に係る特例加算額	181	178	202	122	97
対前年度比(%)	100.0	98.3	113.5	60.4	79.5
地方特例交付金等	65,734	74,098	71,964	79,396	78,344
対前年度比(%)	118.0	112.7	97.1	110.3	98.7
低工法等による控除額	—	—	△ 114,809	△ 70,828	△ 37,065
対前年度比(%)	—	—	皆増	61.7	52.3
総 計	11,872,620	12,638,156	12,094,722	12,729,095	13,320,270
対前年度比(%)	101.0	106.5	95.7	105.3	104.6

#### 4 税務機構等

##### (1) 税務職員に関する調

##### ア 職員数

(令和5.7.1現在)

部	課	係	課長	参事	補佐	係長	主査	主任	主事	事務員	計	
総務部	市民税課		1								1	
		税制係			1		2	2			5	
		普通徴収係			1		6		2		9	
		特別徴収係			1		1	1			3	
		計	1	0	3	0	9	3	2	0	18	
	資産税課		1									1
		土地係			1		4					5
		家屋償却係			1		4	1		1	7	
		計	1	0	2	0	8	1	0	1	13	
	債権管理課		1									1
		管理係			1	1	2				1	5
		収税係			1		3	1			7	12
		整理係			1		2					3
		計	1	0	3	1	7	1	0	8	21	
	合計			3	0	8	1	24	5	2	9	52

(2) 税務機構及び事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
総 務 部	市 民 税 課	税 制 係	1 市税(国民健康保険税を除く。)の総合調整及び調査研究に関すること。 2 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定及び脱税検査並びに犯則取締りに関すること。 3 市税の諸証明に関すること。
		普 通 徴 収 係	1 市県民税普通徴収分の賦課及び調定に関すること。 2 市県民税普通徴収分の賦課に関する審査請求及び犯則取締りに関すること。 3 その他市県民税普通徴収分に関すること。
		特 別 徴 収 係	1 市県民税特別徴収分の賦課及び調定に関すること。 2 市県民税特別徴収分の賦課に関する審査請求及び犯則取締りに関すること。 3 その他市県民税特別徴収分に関すること。
	資 産 税 課	土 地 係	1 固定資産税土地分の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。 2 土地課税台帳、土地補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。 3 その他土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に関すること。 4 固定資産税等の諸証明等に関すること。 5 土地に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。
		家 屋 償 却 係	1 固定資産税家屋・償却資産分の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。 2 家屋・償却資産課税台帳、家屋・償却資産補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。 3 その他家屋・償却資産に係る固定資産税、都市計画税に関すること。 4 家屋・償却資産に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。 5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

部	課	係	事 務 分 掌
総 務 部	債 権 管 理	管 理 係	1 債権管理事務の総合的な企画に関すること。 2 督促状の発付に関すること。 3 過誤納金の還付又は充当に関すること。 4 市税及び県民税の窓口収納に関すること。
		債 権 管 理	1 市税及び県民税の滞納の徴収に関すること。 2 市税及び県民税の滞納処分に関すること。 3 徴収猶予に関すること。 4 徴収嘱託及び受託に関すること。
		理 整 係	1 債権管理業務の連絡調整(私債権を含む)及び環境整備に関すること。 2 財産差押処分に関すること。 3 差押財産の保管及び公売に関すること。 4 交付要求及び繰上徴収に関すること。 5 滞納処分の停止及び欠損処分に関すること。 6 換価の猶予に関すること。



(3) 令和5年度市税一覧表①

税目	概要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期限																											
個人市民税		・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの。(均等割)		1月1日 (個人市民税)	・個人均等割 3,500円  ・個人所得割 <table border="1"> <tr> <th>課税所得</th> <th>率</th> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </table>	課税所得	率	一律	6%	(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	(個人) 普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 1月31日 特別徴収 毎月徴収の翌月10日																							
課税所得	率																																	
一律	6%																																	
法人市民税		・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・税割)  ・市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの。(均等割)			・法人税割 14.7% 開始事業年度が平成26年9月30日以前の法人 12.1% 開始事業年度が平成26年10月1日から令和元年9月30日以前の法人 8.4% 開始事業年度が令和元年10月1日以後の法人  ・法人均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>均等割税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>50人を超える</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	均等割税率(年額)	50億円を超える	50人を超える	3,000,000円	10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円	10億円を超える	50人以下	410,000円	1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円	1億円を超え10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円	1千万円以下	50人を超える	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円	(法人) 確定申告書 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 中間(予定)申告 事業年度開始の日以降6月を経過した日から2月以内	(法人) 申告期限と同一
資本等の金額	従業者数	均等割税率(年額)																																
50億円を超える	50人を超える	3,000,000円																																
10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円																																
10億円を超える	50人以下	410,000円																																
1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円																																
1億円を超え10億円以下	50人以下	160,000円																																
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円																																
1千万円以下	50人を超える	120,000円																																
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																
固定資産税		土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	1月1日	・免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円  ・税率 1.4/100	住宅用地の申告 1月31日 償却資産申告 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 1月4日 第4期 2月29日																											
軽自動車税(種別割)		原動機付自転車  軽自動車  小型特殊自動車  二輪の小型自動車	当該車の所有者 又は使用者	4月1日	原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 50cc以下 2,000円</li> <li>* 90cc以下 2,000円</li> <li>* 125cc以下 2,400円</li> <li>* ミニカー 3,700円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 二輪のもの 3,600円  <table border="1"> <tr> <td>①平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両</td> <td>②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両</td> <td>③新規検査から13年経過した車両</td> </tr> <tr> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </table> </li> <li>☆ 三輪のもの 3,100円</li> <li>☆ 四輪乗用営業用 5,500円</li> <li>☆ 四輪乗用自家用 7,200円</li> <li>☆ 四輪貨物営業用 3,000円</li> <li>☆ 四輪貨物自家用 4,000円</li> <li>◇ 農耕作業用 2,400円</li> <li>◇ その他のもの 5,900円</li> </ul> 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) 6,000円	①平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両	3,100円	3,900円	4,600円	・取得申告 所有者等となった日から15日以内  ・廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分          5月31日																					
①平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両																																
3,100円	3,900円	4,600円																																
		*2019年10月1日より軽自動車税に新たに「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は、「種別割」と名称が変更となる。																																

(3) 令和5年度市税一覧表②

税目	概要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率			申告期限	納期		
						自家用	営業				
軽自動車税 (環境性能割) *2019年10月1日から		新車・中古車を問わず、50万円を超える軽自動車の取得価格に対して	軽自動車の取得者	軽自動車の取得時(購入時)	電気自動車		* 当分の間、軽自動車の取得時に県が賦課徴収等を行う				
					ガソリン車・ハイブリッド車	★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成				非課税	非課税
						★★★★かつ令和2年度燃費基準達成				1.0%	0.5%
						★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成				2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車	2.0%										
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者		1,000本につき6,552円			毎月の販売につき翌月の月末までに申告納付				
入湯税 *平成31年4月1日より超過課税を実施	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客		入湯客1人1日につき、宿泊料金又は飲食料金が			翌月末日	申告期限と同一			
				◎1,500円以上2,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 25円)	50円						
				◎2,001円以上4,500円以下のもの (7泊8日以上滞在者 50円)	100円						
				◎4,501円以上6,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 75円)	150円						
				◎6,001円以上50,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 125円)	250円						
				◎50,001円以上のもの (7泊8日以上滞在者 250円)	500円						
				◎娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円						
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	当該固定資産の所有者	1月1日	・税率	$\frac{0.25}{100}$			固定資産税の納期と同一			
交付金	交付金 国、地方公共団体の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年 3月31日	算定標準額の	$\frac{1.4}{100}$			・交付金 毎年6月30日			

(4) 市税税率の変遷

年度		平成18			平成19		
税目							
市 民 税	個人均等割	市民税 3,500円 県民税 1,500円(大分県森林環境税500円を含む)			同		
	個人所得割	課税標準額	税率	速算控除額	課税標準額	税率	
		200万円以下の金額	3%	0円	一律	6%	
		200万円を超え700万円以下の金額	8%	100,000円			
		700万円を超える金額	10%	240,000円			
		(県民税税率)			(県民税税率)		
		一律			一律	4%	
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	均等割税率・年額			
		50億円を超える法人	50人を超える	3,000,000円			
		10億円を超え50億円以下の法人	50人を超える	1,750,000円			
		10億円を超える法人	50人以下	410,000円			
		1億円を超え10億円以下の法人	50人を超える	400,000円			
		50人以下	160,000円				
1千万円を超え1億円以下の法人		50人を超える	150,000円				
		50人以下	130,000円				
法人税割	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円				
法人税割	100分の14.7			同			
固定資産税	100分の1.4			同			
軽自動車税 (種別割) *R1.10.1より軽自動車税は、「種別割」と「環境性能割」の2つで構成されます	原動機付自転車	* 50cc以下 * 90cc以下 * 125cc以下 * ミニカー ☆ 二輪	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円 2,400円	軽自動車	☆ 三輪 ☆ 四輪乗用 営業用 自家用 ☆ 四輪貨物 営業用 自家用	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円	
	小型特殊自動車	◇ 農耕作業用 ◇ その他のもの	1,600円 4,700円	二輪の小型自動車	□	4,000円	
軽自動車税 (環境性能割) (R1.10.1より)							
市たばこ税	(平成18年7月1日より) 1,000本につき3,298円 ただし、旧三級品は、1,000本につき1,564円			同			
特別土地保有税	課税停止			同			
入湯税	宿泊料金又は飲食料金が ◇2,000円以下のもの 50円 ◇2,001円以上4,500円以下のもの 100円 ◇4,501円以上のもの 150円			同			
都市計画税	◇娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの 40円			同			
都市計画税	100分の0.25			同			





平成24	平成25
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	(平成25年4月1日より) 1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品は、1,000本につき2,495円
同	同
同	同
同	同

平成26	平成27
市民税 3,500円 県民税 2,000円(大分県森林環境税500円を含む)	同
同	同
同	同
14.7%/(事業開始年度がH26.10.1以後の法人より)12.1%	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

平成28		平成29																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									
原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 50cc以下 2,000円</li> <li>* 90cc以下 2,000円</li> <li>* 125cc以下 2,400円</li> <li>* ミニカー 3,700円</li> <li>☆ 二輪 3,600円</li> </ul>																											
軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 三輪</li> <li>☆ 四輪乗用 営業用</li> <li>                  自家用</li> <li>☆ 四輪貨物 営業用</li> <li>                  自家用</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両</th> <th>②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両</th> <th>③新規検査から13年経過した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆ 三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>                  自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>                  自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両	☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円	☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	6,000円		同
	①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両																								
☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円																								
☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円																								
自家用	7,200円	10,800円	12,900円																								
☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円																								
自家用	4,000円	5,000円	6,000円																								
小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 農耕作業用 2,400円</li> <li>◇ その他のもの 5,900円</li> </ul>																											
二輪の小型自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 6,000円</li> </ul>																											
同 (ただし、旧三級品は、1,000本につき2,925円)		同 (ただし、旧三級品は、1,000本につき3,355円)																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									



平成30	令和元年
同	同
同	同
同	同
同	12.1%/(事業開始年度がR1.10.1以後の法人より)8.4%
同	同
同	同
	令和元年10月1日以後の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価格が50万円を超えるもの)に対して課税される
平成30年10月1日以降は5,692円 (ただし、旧三級品は、平成30年4月1日以降は 1,000本につき4,000円)	同 (ただし、旧三級品は、令和元年10月1日以降は 1,000本につき5,692円)
同	同
同	宿泊料金又は飲食料金が ◇1,500円以上2,000円以下のもの 50円 ◇2,001円以上4,500円以下のもの 100円 ◇4,501円以上6,000円以下のもの 150円 ◇6,001円以上50,000円以下のもの 250円 ◇50,001円以上のもの 500円 ◇娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの 40円
同	同

令和2年	令和3年
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同 (ただし、令和2年10月1日以降は 1,000本につき6,122円)	同 (ただし、令和3年10月1日以降は 1,000本につき6,552円)
同	同
同	同
同	同

令和4年	令和5年
同	
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
1,000本につき6,552円	同
同	同
同	同
同	同

## 5 市税の総括

### (1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合

(単位:%)

区 分		年 度				
		30	R1	R2	R3	R4
市       税	市 民 税	(40.7%) 11.1	(39.6%) 11.1	(39.7%) 7.9	(39.7%) 8.7	(37.8%) 8.9
	固定資産税	(41.3%) 11.3	(41.8%) 11.8	(43.2%) 8.7	(42.4%) 9.2	(43.4%) 10.3
	特別土地保有税	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0
	市たばこ税	(6.1%) 1.7	(5.8%) 1.6	(5.6%) 1.1	(6.0%) 1.3	(6.0%) 1.4
	入 湯 税	(2.3%) 0.6	(3.3%) 0.9	(1.6%) 0.3	(1.9%) 0.4	(2.9%) 0.7
	都市計画税	(7.5%) 2.0	(7.4%) 2.1	(7.7%) 1.5	(7.6%) 1.7	(7.6%) 1.8
	その他の税 (軽自動車税のみ)	(2.1%) 0.6	(2.1%) 0.6	(2.2%) 0.5	(2.4%) 0.5	(2.3%) 0.5
	計	(100.0%) 27.3	(100.0%) 28.1	(100.0%) 20.0	(100.0%) 21.8	(100.0%) 23.6
その他の収入		72.7	71.9	80.0	78.2	76.4
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2) 令和5年度市税当初予算額

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 市民税	5,584,303	5,534,980	49,323
個人	4,884,339	4,839,541	44,798
現年課税分	4,838,797	4,788,833	49,964
滞納繰越分	45,542	50,708	-5,166
法人	699,964	695,439	4,525
現年課税分	689,632	687,592	2,040
滞納繰越分	10,332	7,847	2,485
2 固定資産税	6,474,209	6,212,296	261,913
純固定資産	6,450,777	6,193,710	257,067
現年課税分	6,390,483	6,092,841	297,642
土地	1,779,487	1,768,138	11,349
家屋	3,717,900	3,558,067	159,833
償却資産	893,096	766,636	126,460
滞納繰越分	60,294	100,869	-40,575
交付金	23,432	18,586	4,846
3 軽自動車税	346,075	337,295	8,780
環境性能割	16,591	14,384	2,207
種別割	329,484	322,911	6,573
現年課税分	327,041	320,399	6,642
滞納繰越分	2,443	2,512	-69
4 市たばこ税	841,114	790,048	51,066
現年課税分	841,114	790,048	51,066
5 鉱産税	1	1	0
6 特別土地保有税	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0
7 入湯税	402,761	312,957	89,804
現年課税分	402,010	311,060	90,950
滞納繰越分	751	1,897	-1,146
8 都市計画税	1,121,108	1,100,458	20,650
現年課税分	1,110,242	1,082,386	27,856
滞納繰越分	10,866	18,072	-7,206
合 計	14,769,571	14,288,035	481,536

## (3) 令和4年度市税決算額

(単位:千円)

目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額
1 市民税	5,640,721	5,482,971	16,084	383	142,049
個人	4,943,200	4,807,952	15,554	283	119,977
現年課税分	4,800,349	4,762,766	794	283	37,072
滞納繰越分	142,851	45,186	14,760	0	82,905
法人	697,521	675,019	530	100	22,072
現年課税分	674,313	671,845	0	100	2,568
滞納繰越分	23,208	3,174	530	0	19,504
2 固定資産	6,438,990	6,306,592	14,122	398	118,674
純固定資産	6,420,404	6,288,006	14,122	398	118,674
現年課税分	6,249,095	6,203,025	2,879	398	43,589
土地	1,792,988	1,779,769	826	114	12,507
家屋	3,547,922	3,521,765	1,635	226	24,748
償却資産	908,185	901,491	418	58	6,334
滞納繰越分	171,309	84,981	11,243	0	75,085
交付金	18,586	18,586	0	0	0
3 軽自動車税	345,435	337,645	1,004	4	6,790
種別割	329,526	321,736	1,004	4	6,790
現年課税分	321,834	319,331	65	4	2,442
滞納繰越分	7,692	2,405	939	0	4,348
環境性能割	15,909	15,909	0	0	0
4 市たばこ税	877,138	877,138	0	0	0
現年課税分	877,138	877,138	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
5 鉱産税	—	—	—	—	—
6 特別土地保有税	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
7 入湯税	428,890	426,916	501	0	1,473
現年課税分	426,290	426,240	0	0	50
滞納繰越分	2,600	676	501	0	1,423
8 都市計画税	1,120,072	1,096,975	2,463	69	20,703
現年課税分	1,090,186	1,082,149	502	69	7,604
滞納繰越分	29,886	14,826	1,961	0	13,099
合計	14,851,246	14,528,237	34,174	854	289,689

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			30			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,805,873	4,743,762	98.7	1.6
		均等割	182,742	180,380	98.7	0.6
		所得割	4,623,131	4,563,382	98.7	1.7
		滞納繰越分	234,676	71,501	30.5	-21.5
		計	5,040,549	4,815,263	95.5	1.2
	法 人	現年課税分	805,695	794,586	98.6	-0.2
		均等割	288,776	284,794	98.6	-0.4
		税割	516,919	509,792	98.6	-0.2
		滞納繰越分	15,209	5,998	39.4	-37.6
		計	820,904	800,584	97.5	-0.7
合 計			5,861,453	5,615,847	95.8	0.9
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,678,390	5,600,322	98.6	-1.8
		土地	1,791,358	1,766,729	98.6	-1.6
		家屋	3,271,753	3,226,772	98.6	-1.9
		償却資産	615,279	606,821	98.6	-1.6
		滞納繰越分	322,249	81,152	25.2	-26.5
	計	6,000,639	5,681,474	94.7	-2.3	
	交 付 金	18,642	18,642	100.0	-8.4	
合 計			6,019,281	5,700,116	94.7	-2.3
軽自動車税		現年課税分	286,217	280,234	97.9	3.2
		滞納繰越分	14,807	5,166	34.9	9.8
		計	301,024	285,400	94.8	3.3
市たばこ税		現年課税分	840,603	840,603	100.0	-2.3
		滞納繰越分	0	0	-	-
		計	840,603	840,603	100.0	-2.3
釵 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税		現年課税分	0	0	-	-
		滞納繰越分	0	0	0.0	-
		計	0	0	0.0	-
入湯税		現年課税分	318,818	318,136	99.8	-0.3
		滞納繰越分	3,160	2,504	79.2	-51.8
		計	321,978	320,640	99.6	-1.1
都市計画税		現年課税分	1,029,471	1,015,317	98.6	-1.6
		滞納繰越分	58,423	14,713	25.2	-26.4
		計	1,087,894	1,030,030	94.7	-2.1
合 計		現年課税分	13,783,709	13,611,602	98.8	-0.4
		滞納繰越分	648,524	181,034	27.9	-24.9
		計	14,432,233	13,792,636	95.6	-0.9

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R1			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,855,907	4,787,387	98.6	0.9
		均等割	184,003	181,406	98.6	0.6
		所得割	4,671,904	4,605,981	98.6	0.9
		滞納繰越分	196,164	64,816	33.0	-9.3
		計	5,052,071	4,852,203	96.0	0.8
	法 人	現年課税分	779,855	773,364	99.2	-2.7
		均等割	295,818	293,355	99.2	3.0
		税割	484,037	480,009	99.2	-5.8
		滞納繰越分	17,760	2,881	16.2	-52.0
		計	797,615	776,245	97.3	-3.0
合 計			5,849,686	5,628,448	96.2	0.2
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,918,611	5,828,322	98.5	4.1
		土地	1,798,634	1,771,195	98.5	0.3
		家屋	3,363,547	3,312,235	98.5	2.6
		償却資産	756,430	744,892	98.5	22.8
		滞納繰越分	300,491	100,098	33.3	23.3
	計	6,219,102	5,928,420	95.3	4.3	
	交 付 金	18,769	18,769	100.0	0.7	
合 計			6,237,871	5,947,189	95.3	4.3
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	294,266	288,892	98.2	3.1
		滞納繰越分	13,066	4,478	34.3	-13.3
		計	307,332	293,370	95.5	2.8
	環 境 性 能 割	2,453	2,453	100.0	-	
合 計			309,785	295,823	-	-
市たばこ税		現年課税分	833,263	833,263	100.0	-0.9
		滞納繰越分	0	0	-	-
		計	833,263	833,263	100.0	-0.9
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分		0	0	-	-
	滞納繰越分		0	0	0.0	-
	計		0	0	0.0	-
入湯税	現年課税分		469,432	464,383	98.9	46.0
	滞納繰越分		1,338	627	46.9	-75.0
	計		470,770	465,010	98.8	45.0
都市計画税	現年課税分		1,046,287	1,030,326	98.5	1.5
	滞納繰越分		53,121	17,695	33.3	20.3
	計		1,099,408	1,048,021	95.3	1.7
合 計	現年課税分		14,218,843	14,027,159	98.7	3.1
	滞納繰越分		581,940	190,595	32.8	5.3
	計		14,800,783	14,217,754	96.1	3.1



(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R2			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,833,214	4,780,240	98.9	-0.1
		均等割	185,056	183,027	98.9	0.9
		所得割	4,648,158	4,597,213	98.9	-0.2
		滞納繰越分	173,935	64,152	36.9	-1.0
		計	5,007,149	4,844,392	96.7	-0.2
	法 人	現年課税分	637,567	624,769	98.0	-19.2
		均等割	281,466	275,816	98.0	-6.0
		税割	356,101	348,953	98.0	-27.3
		滞納繰越分	18,579	5,501	29.6	90.9
		計	656,146	630,270	96.1	-18.8
合 計			5,663,295	5,474,662	96.7	-2.7
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,035,888	5,838,357	96.7	0.2
		土地	1,801,165	1,742,219	96.7	-1.6
		家屋	3,478,350	3,364,517	96.7	1.6
		償却資産	756,373	731,621	96.7	-1.8
		滞納繰越分	265,444	102,287	38.5	2.2
	計	6,301,332	5,940,644	94.3	0.2	
	交 付 金	18,685	18,685	100.0	-0.4	
合 計			6,320,017	5,959,329	94.3	0.2
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	302,821	299,310	98.8	3.6
		滞納繰越分	12,155	4,812	39.6	7.5
		計	314,976	304,122	96.6	3.7
	環 境 性 能 割	6,708	6,708	100.0	173.5	
合 計			321,684	310,830	-	-
市たばこ税	現年課税分	766,026	766,026	100.0	-8.1	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	766,026	766,026	100.0	-8.1	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	0.0	-	
	計	0	0	0.0	-	
入湯税	現年課税分	222,079	219,385	98.8	-52.8	
	滞納繰越分	5,761	3,864	67.1	516.3	
	計	227,840	223,249	98.0	-52.0	
都市計画税	現年課税分	1,075,484	1,040,288	96.7	1.0	
	滞納繰越分	47,297	18,225	38.5	3.0	
	計	1,122,781	1,058,513	94.3	1.0	
合 計	現年課税分	13,898,472	13,593,768	97.8	-3.1	
	滞納繰越分	523,171	198,841	38.0	4.3	
	計	14,421,643	13,792,609	95.6	-3.0	

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R3			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,744,193	4,692,191	98.9	-1.8
		均等割	182,327	180,328	98.9	-1.5
		所得割	4,561,866	4,511,863	98.9	-1.9
		滞納繰越分	154,860	52,556	33.9	-18.1
		計	4,899,053	4,744,747	96.9	-2.1
	法 人	現年課税分	663,956	646,279	97.3	3.4
		均等割	292,561	284,771	97.3	3.2
		税割	371,395	361,508	97.3	3.6
		滞納繰越分	25,339	12,995	51.3	136.2
		計	689,295	659,274	95.6	4.6
合 計			5,588,348	5,404,021	96.7	-1.3
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,616,962	5,564,175	99.1	-4.7
		土地	1,787,721	1,770,920	99.1	1.6
		家屋	3,140,372	3,110,859	99.1	-7.5
		償却資産	688,869	682,396	99.1	-6.7
		滞納繰越分	344,634	177,905	51.6	73.9
	計	5,961,596	5,742,080	96.3	-3.3	
	交 付 金	19,027	19,027	100.0	1.8	
合 計			5,980,623	5,761,107	96.3	-3.3
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	311,375	308,733	99.2	3.1
		滞納繰越分	9,585	3,489	36.4	-27.5
		計	320,960	312,222	97.3	2.7
	環 境 性 能 割	9,539	9,539	100.0	42.2	
合 計			330,499	321,761	-	-
市たばこ税		現年課税分	815,838	815,838	100.0	6.5
		滞納繰越分	0	0	-	-
		計	815,838	815,838	100.0	6.5
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	0.0	-	
	計	0	0	0.0	-	
入湯税	現年課税分	257,495	257,413	100.0	17.3	
	滞納繰越分	4,590	1,981	43.2	-48.7	
	計	262,085	259,394	99.0	16.2	
都市計画税	現年課税分	1,012,130	1,002,617	99.1	-3.6	
	滞納繰越分	62,100	32,057	51.6	75.9	
	計	1,074,230	1,034,674	96.3	-2.3	
合 計	現年課税分	13,450,515	13,315,812	99.0	-2.0	
	滞納繰越分	601,108	280,983	46.7	41.3	
	計	14,051,623	13,596,795	96.8	-1.4	

(単位:千円,%)

税 目			R4			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,800,349	4,762,766	99.2	1.5
		均等割	182,025	180,600	99.2	0.2
		所得割	4,618,324	4,582,166	99.2	1.6
		滞納繰越分	142,851	45,186	31.6	-14.0
		計	4,943,200	4,807,952	97.3	1.3
	法 人	現年課税分	674,313	671,845	99.6	4.0
		均等割	303,844	302,731	99.6	6.3
		税割	370,469	369,114	99.6	2.1
		滞納繰越分	23,208	3,174	13.7	-75.6
		計	697,521	675,019	96.8	2.4
合 計			5,640,721	5,482,971	97.2	1.5
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,249,095	6,203,025	99.3	11.5
		土 地	1,792,988	1,779,769	99.3	0.5
		家 屋	3,547,922	3,521,765	99.3	13.2
		償却資産	908,185	901,491	99.3	32.1
		滞納繰越分	171,309	84,981	49.6	-52.2
	計	6,420,404	6,288,006	97.9	9.5	
	交 付 金	18,586	18,586	100.0	-2.3	
合 計			6,438,990	6,306,592	97.9	9.5
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	321,834	319,331	99.2	3.4
		滞納繰越分	7,692	2,405	31.3	-31.1
		計	329,526	321,736	97.6	3.0
	環 境 性 能 割	15,909	15,909	100.0	66.8	
合 計			345,435	337,645	97.7	4.9
市たばこ税	現年課税分	877,138	877,138	100.0	7.5	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	877,138	877,138	100.0	7.5	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	0.0	-	
	計	0	0	0.0	-	
入湯税	現年課税分	426,290	426,240	100.0	65.6	
	滞納繰越分	2,600	676	26.0	-65.9	
	計	428,890	426,916	99.5	64.6	
都市計画税	現年課税分	1,090,186	1,082,149	99.3	7.9	
	滞納繰越分	29,886	14,826	49.6	-53.8	
	計	1,120,072	1,096,975	97.9	6.0	
合 計	現年課税分	14,473,700	14,376,989	99.3	8.0	
	滞納繰越分	377,546	151,248	40.1	-46.2	
	計	14,851,246	14,528,237	97.8	6.9	

(5) 市民の市税負担状況

(令和4年度決算による)

区 分	調 定 額 A (千円)	一人当り負担額 A/112,991人 (円)	一世帯当り負担額 A/62,081世帯 (円)
市 民 税	5,474,662	48,452	88,186
個 人	4,800,349	42,484	77,324
法 人	674,313	5,968	10,862
固定資産税	6,267,681	55,471	100,960
軽自動車税	337,743	2,989	5,440
市たばこ税	877,138	7,763	14,129
特別土地保有税	0	0	0
入 湯 税	426,290	3,773	6,867
都市計画税	1,090,186	9,648	17,561
計	14,473,700	128,096	233,143

※調定額は、現年課税分のみ。

※人口及び世帯数は、令和5年3月31日現在の住民基本台帳登録人口による。

## 6 市民税

### (1) 個人市民税

#### ア 納税義務者数及び市民税額

(単位:人,千円)

区 分	納税義務者数	市 民 税 額		
		均等割額	所得割額	計
均等割のみを納める者	4,202	14,707		14,707
均等割と所得割を納める者	47,927	167,745	4,628,859	4,796,604
計	52,129	182,452	4,628,859	4,811,311

(令和5年度課税状況調による)

#### イ 所得割額の所得種類別構成比

(単位:人,%,千円)

区 分 所得種類別	人 員		総所得金額		所得割額	
		構成比		構成比		構成比
給 与	38,669	80.7	114,825,341	84.1	3,819,526	82.5
営 業	1,705	3.5	6,211,595	4.5	232,616	5.0
農 業	13	0.0	32,179	0.0	853	0.0
そ の 他	7,080	14.8	13,234,195	9.7	357,734	7.8
分 離	460	1.0	2,289,270	1.7	217,764	4.7
計	47,927	100.0	136,592,580	100.0	4,628,493	100.0

(令和5年度課税状況調による)

ウ 課税標準段階別調

(令和5年度課税状況調による)

課税標準段階	給与所得者				営業所得者				農業所得者				その他の所得者				分離課税所得者				計			
	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比
	納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計	
10万円以下の金額	435	979	1,414	3.7	28	102	130	7.6	0	1	1	7.7	193	465	658	9.3	126	5	131	28.5	782	1,552	2,334	4.9
10万円を超え 100万円以下の金額	12,984	654	13,638	35.3	616	45	661	38.8	6	2	8	61.5	4,386	249	4,635	65.5	92	4	96	20.8	18,084	954	19,038	39.7
100万円を超え 200万円以下の金額	11,719	1,126	12,845	33.2	350	33	383	22.5	1	1	2	15.4	1,213	16	1,229	17.3	71	3	74	16.1	13,354	1,179	14,533	30.3
200万円を超え 300万円以下の金額	4,841	782	5,623	14.5	175	28	203	11.9	0	0	0	0.0	279	6	285	4.0	35	4	39	8.5	5,330	820	6,150	12.8
300万円を超え 400万円以下の金額	2,655	177	2,832	7.3	107	4	111	6.5	0	0	0	0.0	98	1	99	1.4	19	2	21	4.6	2,879	184	3,063	6.4
400万円を超え 550万円以下の金額	1,125	3	1,128	2.9	77	1	78	4.6	2	0	2	15.4	56	0	56	0.8	21	0	21	4.6	1,281	4	1,285	2.7
550万円を超え 700万円以下の金額	344	0	344	0.9	41	0	41	2.4	0	0	0	0.0	40	0	40	0.6	13	0	13	2.8	438	0	438	0.9
700万円を超え 1,000万円以下の金額	378	0	378	1.0	40	0	40	2.3	0	0	0	0.0	40	0	40	0.6	18	0	18	3.9	476	0	476	1.0
1,000万円を超える金額 2,000万円以下の金額	352	0	352	0.9	32	0	32	1.9	0	0	0	0.0	29	0	29	0.4	28	0	28	6.1	441	0	441	0.9
2,000万円を超える金額 5,000万円以下の金額	98	0	98	0.3	23	0	23	1.3	0	0	0	0.0	8	0	8	0.1	16	0	16	3.5	145	0	145	0.3
5,000万円を超える金額 1億円以下の金額	15	0	15	0.0	2	0	2	0.1	0	0	0	0.0	1	0	1	0.0	2	0	2	0.4	20	0	20	0.1
1億円を超える金額	2	0	2	0.0	1	0	1	0.1	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0	1	0.2	4	0	4	0.0
計	34,948	3,721	38,669	100.0	1,492	213	1,705	100.0	9	4	13	100.0	6,343	737	7,080	100.0	442	18	460	100.0	43,234	4,693	47,927	100.0

(2) 法人市民税

ランク別法人人数調

(課税状況調による)

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
資本金等	従業員数	法人数	法人数	法人数	法人数	法人数
50億円を 超える	50人を 超える	9	10	10	10	12
10億円を超え 50億円以下	50人を 超える	9	9	8	9	7
10億円を 超える	50人以下	141	143	136	134	134
1億円を超え 10億円以下	50人を 超える	14	12	13	16	15
	50人以下	106	110	111	111	117
1千万円を超え 1億円以下	50人を 超える	37	35	31	34	32
	50人以下	423	414	410	418	410
1千万円以下	50人を 超える	28	32	34	36	34
上記以外の法人		2,816	2,859	2,909	2,984	3,035
合 計		3,583	3,624	3,662	3,752	3,796

## 7 市税の徴収経費

(単位:千円)

区 分		令和4年度	
税収入	(1)市税	14,528,237	
	(2)個人の県民税	3,186,544	
	(3)合計	17,714,781	
市 税 の 徴 収 に 要 す る 経 費	人件費	(4)基本給	194,913
		(5)諸手当	104,342
		(イ)超過勤務手当	11,972
		(ロ)税務特別手当	1,422
		(ハ)その他の手当	90,948
		(6)その他	90,735
		(7)小計	389,990
	需要費	(8)旅費	1,347
		(9)賃金	0
		(10)その他	227,814
		(11)小計	229,161
	報償金 及び これに 類する 経費	(12)納期前納付の 報償金	0
		(13)納税貯蓄組合 補助金	0
		(14)納税奨励金	0
		(15)その他	0
		(16)小計	0
	その他	(17)その他	7,905
		(18)合計	627,056
県民税 徴収 取扱費	(19)納税義務者数 を基準にした金額	156,300	
	(20)報償金の額に 相当する金額	0	
	(21)合計	156,300	
	(22) (18) - (21)	470,756	
税収入額に 対する徴収 費割合	(23) (18) / (3) %	3.5	
	(24) (22) / (1) %	3.2	
徴税職員数	職員(人)	52	

(令和5年度課税状況調による)



## 8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

(1) 納税義務者（令和5年度概要調書による免税点以上のもの）

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
固定資産税	31,044	34,753	1,456	67,253
都市計画税	30,516	34,298	—	64,814

(2) 土地

ア 調定の状況(令和5年度概要調書による免税点以上のもの)

(単位:千円)

区 分	地 積(m <sup>2</sup> )	筆 数	調定標準額
田	3,357,183	5,290	2,365,374
畑	1,663,586	3,019	1,459,892
宅 地	11,240,849	73,989	103,720,499
鉱泉地	8,970	2,449	1,958,407
池 沼	13,161	175	6,136
山 林	11,524,168	7,700	639,568
牧 場	602,473	3	16,953
原 野	4,552,590	1,200	55,142
雑種地	3,673,594	6,944	17,981,046
計	36,636,574	100,769	128,203,017

算 出 税 額	1,792,725
減 免 額	2,458
調 定 額	1,790,267

イ 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和5年度概要調書による)

区分 地区別		地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
					平均価格 (円/㎡)(ロ/イ)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	46,361	2,483,892	1,215,426	53,577	91,003
	高度商業地区	22,296	1,788,268	1,066,857	80,206	95,912
	普通商業地区	1,081,227	44,403,140	22,531,422	41,067	67,704
	計	1,149,884	48,675,300	24,813,705	42,331	95,912
住宅地区	併用住宅地区	1,352,140	40,968,462	17,367,837	30,299	60,547
	高級住宅地区	403,456	15,180,501	4,785,715	37,626	51,773
	普通住宅地区	7,880,457	199,879,540	55,158,944	25,364	57,331
	計	9,636,053	256,028,503	77,312,496	26,570	60,547
工業地区	大工業地区	—	—	—	—	—
	中小工業地区	63,895	1,163,482	786,361	18,209	23,385
	家内工業地区	—	—	—	—	—
	計	63,895	1,163,482	786,361	18,209	23,385
村落	集団地区	—	—	—	—	—
	村落地区	315,002	496,116	209,380	1,575	6,399
	計	315,002	496,116	209,380	1,575	6,399
観光地区		76,015	908,497	598,557	11,952	18,061
合計		11,240,849	307,271,898	103,720,499	27,335	95,912

(3) 家屋

ア 調定の状況(令和5年度当初調定)

(単位:千円)

決定価格(R5概調)		固定資産税				
木造	69,880,661	税額	減免	新築軽減	課税免除	調定額
木造以外	209,561,242					
計	279,441,903	3,897,938	4,713	114,986	26,149	3,752,090

イ 家屋の増減状況(令和4年度中)(令和5年度概要調書による)

区分		棟数	床面積(m <sup>2</sup> )	決定価格(千円)	m <sup>2</sup> 当り価格(円)
増	木造	332	36,991	2,818,720	76,200
	木造以外	107	77,947	11,012,244	141,279
	計	439	114,938	13,830,964	120,334
減	木造	360	33,191	268,411	8,087
	木造以外	108	50,438	1,467,580	29,097
	計	468	83,629	1,735,991	20,758
差引額	木造	△ 28	3,800	2,550,309	—
	木造以外	△ 1	27,509	9,544,664	—
	計	△ 29	31,309	12,094,973	—

ウ 新築住宅等附則第15条の6関係に対する減額状況(令和5年度概要調書による)

区分	件数	減税額(千円)
附則第15条の6第1項に該当	921	44,504
附則第15条の6第2項に該当	938	44,485
計	1,859	88,989

#### (4) 償却資産

ア 調定の状況(令和5年度概要調書)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	調 定 額
市 長 決 定 分	50,373,088	
総務大臣決定分	14,533,816	
県知事決定分	1,805,505	
計	66,712,409	932,889

#### (5) 都市計画税

ア 調定の状況(令和5年度5月末)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	基 本 税 額	減 免 額	調 定 額
土 地	171,099,949	428,631	571	428,060
家 屋	275,840,150	691,036	693	690,343
計	446,940,099	1,119,667	1,264	1,118,403

(6) 固定資産の概要

ア 令和5年度土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当り価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価総筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ロ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)	
田	一般田	47,728	2,654,452	270,269	2,384,183	193,819	20,311	173,508	173,197	169	3,792	523	3,269	73	122
	介在田・市外田	17,056	979,087	6,087	973,000	5,997,351	17,624	5,979,727	2,192,177	71	2,086	65	2,021	6,125	33,993
畑	一般畑	15,736	1,327,076	167,606	1,159,470	44,097	6,142	37,955	37,955	53	1,900	386	1,514	33	113
	介在畑・市外畑	73,419	510,765	6,649	504,116	3,722,190	22,161	3,700,029	1,421,937	37	1,586	81	1,505	7,287	34,339
宅地	小規模住宅用地		6,654,819	133,312	6,521,507	181,544,166	1,646,100	179,898,066	29,980,064		46,391	2,082	44,309	27,280	89,596
	一般住宅用地		1,717,010	24,437	1,692,573	38,324,378	55,768	38,268,610	12,753,129		18,869	377	18,492	22,320	63,498
	商業地等(非住宅用地)		3,032,516	5,747	3,026,769	89,139,440	34,218	89,105,222	60,987,306		11,402	214	11,188	29,395	95,912
	計	1,530,277	11,404,345	163,496	11,240,849	309,007,984	1,736,086	307,271,898	103,720,499	2,217	76,662	2,673	73,989	27,096	95,912
塩田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱泉地	5,067	9,038	68	8,970	1,962,093	3,668	1,958,425	1,958,407	207	2,468	19	2,449	217,094	2,629,357	
池沼	6,181	18,499	5,338	13,161	7,190	1,054	6,136	6,136	11	274	99	175	389	2,036	
山林	一般山林	1,985,966	13,275,750	1,881,829	11,393,921	305,075	36,993	268,082	268,082	688	9,666	2,326	7,340	23	109
	介在山林	18,224	131,679	1,432	130,247	535,457	2,769	532,688	371,486	78	374	14	360	4,066	13,931
牧場	—	602,473	0	602,473	16,953	—	16,953	16,953	—	3	0	3	28	28	
原野	9,672,382	5,246,783	694,193	4,552,590	61,437	6,295	55,142	55,142	406	1,679	479	1,200	12	70	
雑種地	ゴルフ場の用地	1,390,451	1,149,840	0	1,149,840	1,009,611	—	1,009,611	706,728	47	51	0	51	878	904
	遊園地等の用地	—	285,006	0	285,006	329,993	—	329,993	230,995	—	72	0	72	1,158	2,091
	鉄軌道単体	97	143,912	0	143,912	963,103	0	963,103	674,172	2	445	0	445	6,692	20,700
	鉄軌道複合利用	—	19,599	0	19,599	577,943	0	577,943	404,560	—	33	0	33	29,488	45,070
	その他の雑種地	909,845	2,099,482	24,245	2,075,237	23,155,248	59,667	23,095,581	15,964,591	1,909	6,825	482	6,343	11,029	89,889
計	2,300,393	3,697,839	24,245	3,673,594	26,035,898	59,667	25,976,231	17,981,046	1,958	7,426	482	6,944	7,041	89,889	
その他	69,809,785									28,452					
合計	85,482,214	39,857,786	3,221,212	36,636,574	347,889,544	1,912,770	345,976,774	128,203,017	34,347	107,916	7,147	100,769	8,728		

イ 令和5年度家屋に関する概要調書

区 分		法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	1,829	29,969	31,798
	木造以外	68	13,856	13,924
	計	1,897	43,825	45,722
床面積 (㎡)	木 造	81,550	3,201,912	3,283,462
	木造以外	1,761	4,206,107	4,207,868
	計	83,311	7,408,019	7,491,330
決定価格(千円)	木 造	152,084	69,880,661	70,032,745
	木造以外	7,275	209,561,242	209,568,517
	計	159,359	279,441,903	279,601,262
単位当り価格(円)	木 造	1,865	21,825	21,329
	木造以外	4,131	49,823	49,804
	平均価格	1,913	37,722	37,323

ウ 令和5年度償却資産に関する概要調書

納税義務者に関する調

区 分	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	計
納 税 義 務 者	2,158	1,456	3,614

償却資産の価格等に関する調

種 類	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3または法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ)(千円)	(イ)以外のもの (ロ)(千円)	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	20,054,140	19,988,758	65,276	19,923,482
	機 械 及 び 装 置	20,691,420	20,404,034	55,084	20,348,950
	船 舶	16,051	16,051	—	16,051
	航 空 機	0	0	—	0
	車 両 及 び 運 搬 具	96,677	96,677		96,677
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	9,873,112	9,867,568	1,127	9,866,441
	小 計 (ハ)	50,731,400	50,373,088	121,487	50,251,601
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	18,301,709	14,533,816		
	県知事が価格等を決定し配分したもの	2,171,780	1,805,505		
	小 計 (ニ)	20,473,489	16,339,321		
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの  (ホ)	—	—			
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	71,204,889	66,712,409			
同上内訳	市 分 の 額		66,712,409		

(7) 国有資産等所在市町村交付金

ア 調定の状況

区 分	台帳価格(千円)	算定標準額(千円)	交付金(円)	団体数
交 付 金	4,357,353	1,673,750	23,432,200	5

イ 交付金の状況(令和5年度概要調書による)

区 分			国有資産		公有資産		交付金額計 (円)
			標準額 (千円)	交付金額 (円)	標準額 (千円)	交付金額 (円)	
貸 付 金 額	住 宅	1/6 適用	115,307	1,614,300	182,986	2,561,800	4,176,100
		1/3 適用	0	0	0	0	0
		2/5 適用	348,914	4,884,700	445,844	6,241,800	11,126,500
	住 宅 以 外		96,510	1,351,100	62,192	870,700	2,221,800
	小 計		560,731	7,850,100	691,022	9,674,300	17,524,400
空港の用に供する固定資産 住宅に係るもの(2/5適用)			—	—	—	—	—
国有林野に係る土地			256,505	3,591,000	—	—	3,591,000
発電所の用に供する固定資産 (地方公営企業に係るもの)			—	—	165,492	2,316,800	2,316,800
計			817,236	11,441,100	856,514	11,991,100	23,432,200



## 9 軽自動車税

車種別台数及び調定額(毎年度当初、減免台数含む。)

(単位:台,千円)

車種		年度		R2	R3	R4	R5	対前年 増減率	
		台数	税額						
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	台数		6,408	6,075	5,799	5,526	-4.7	
		税額		12,884	12,216	11,678	11,130	-4.7	
	50cc以下 (電気)	台数		25	31	50	47	-6.0	
		税額		70	88	131	131	0.0	
	90cc以下	台数		294	286	282	278	-1.4	
		税額		588	572	564	556	-1.4	
	125cc以下	台数		1,178	1,225	1,280	1,374	7.3	
		税額		2,827	2,940	3,072	3,298	7.4	
	小計		台数		7,905	7,617	7,411	7,225	-2.5
			税額		16,369	15,816	15,445	15,115	-2.1
軽 自 動 車 ・ 小 型 特 殊 自 動 車	軽二輪	台数		1,280	1,353	1,398	1,421	1.6	
		税額		4,608	4,871	5,033	5,116	1.6	
	軽三輪	台数		2	2	2	3	50.0	
		税額		8	8	8	11	37.5	
	四輪乗用	自家用	台数		27,140	27,251	27,299	27,431	0.5
			税額		254,840	263,636	273,214	281,114	2.9
		(電気)自家用	台数		9	9	8	74	825.0
			税額		65	65	58	231	298.3
		営業用	台数		2	2	2	5	150.0
			税額		11	12	12	34	183.3
	四輪貨物	自家用	台数		5,266	5,205	5,272	5,332	1.1
			税額		26,195	26,149	26,848	27,428	2.2
		営業用	台数		168	162	180	202	12.2
			税額		605	605	674	752	11.6
	農耕用		台数		59	61	60	60	0.0
			税額		142	146	144	144	0.0
その他のもの		台数		53	53	51	49	-3.9	
		税額		313	313	301	289	-4.0	
小計		台数		33,979	34,098	34,272	34,577	0.9	
		税額		286,787	295,805	306,292	315,119	2.9	
二輪の小型自動車		台数		1,144	1,164	1,233	1,242	0.7	
		税額		6,864	6,984	7,398	7,452	0.7	
合 計		台数		43,028	42,879	42,916	43,044	0.3	
		税額		310,020	318,605	329,135	337,686	2.6	

## 10 市たばこ税

年度別販売本数・調定状況

(単位:本,円)

年 度		摘 要	販 売 本 数			税 額
			旧三級品以外の たばこ	旧三級品	合 計	合 計
30	販売本数	149,591,831	6,521,860	156,113,691	837,156,492	
	前年増減率	-5.3	-24.4	-6.3	-2.7	
R1	販売本数	144,153,945	3,164,160	147,318,105	833,194,269	
	前年増減率	-3.6	-51.5	-5.6	-0.5	
R2	販売本数	130,312,392	0	130,312,392	763,267,793	
	前年増減率	-9.6	-100.0	-11.5	-8.4	
R3	販売本数	129,288,556	0	129,288,556	813,169,560	
	前年増減率	-0.8	-	-0.8	6.5	
R4	販売本数	133,873,285	0	133,873,285	877,137,733	
	前年増減率	3.5	-	3.5	7.9	

※税率 旧三級品以外のたばこ 5,262円/1,000本(H25.4.1~H30.9.30)  
5,692円/1,000本(H30.10.1~R2.9.30)  
6,122円/1,000本(R2.10.1~)  
6,552円/1,000本(R3.10.1~)

旧三級品のたばこ 2,495円/1,000本(H25.4.1~H28.3.31)  
2,925円/1,000本(H28.4.1~H29.3.31)  
3,355円/1,000本(H29.4.1~H30.3.31)  
4,000円/1,000本(H30.4.1~R1.9.30)  
5,692円/1,000本(R1.10.1~R2.9.30)  
6,122円/1,000本(R2.10.1~)  
6,552円/1,000本(R3.10.1~)

## 11 入 湯 税

### ア 年度別調定徴収状況

(単位:人,千円,件)

区分 年度	入湯客数 (当該年度分のみ)	調定額		収入額		特別徴収 義務者数
		現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	
29	2,243,350	321,417	6,095	319,155	5,196	150
30	2,220,331	318,818	3,160	318,136	2,504	151
R1	2,182,469	469,432	1,338	464,383	627	149
R2	989,307	222,079	5,761	219,385	3,864	142
R3	1,137,425	257,495	4,590	257,413	1,981	144
R4	1,838,917	426,290	2,600	426,240	676	143

### イ 入湯税の使途

(単位:千円)

区分	環境衛生施設の 整備	鉱泉源の保護 管理施設の整備	観光の振興・ 観光施設の整備	消防施設等の整備	別府市観光みらい創造基 金積立金(超過課税分)	計
28	3,051	98,145	162,952	35,383		299,531
29	2,405	95,933	197,208	28,805		324,351
30	4,018	48,634	229,640	38,348		320,640
R1	19,284	93,000	183,000	15,000	154,726	465,010
R2	0	38,000	103,725	0	81,524	223,249
R3	17,583	40,000	57,988	49,000	94,822	259,393
R4	18,880	62,874	174,271	29,241	141,650	426,916

### ウ 課税免除対象人員調

(単位:人)

区分 年度	年齢12歳未満の者	修学旅行を目的とする 高等学校以下の団体等
29	334,525	31,068
30	237,324	28,043
R1	221,198	10,603
R2	96,665	8,165
R3	132,762	15,622
R4	206,895	17,633